

事業活動に伴って発生する畳の処理について

既設の建物等を解体及び改築（リフォーム）する場合に発生する畳（特定業者の解体業・建設建築業が取り扱うものに限る）は、産業廃棄物（繊維くず）として取り扱うので、当組合では受付処理できません。

畳店等は、特定事業者の範ちゅうに含まれないと判断されるので、畳店等から出る畳は、本組合の受入基準を満たしたものに限り受付処理できます。

1. 受入れ基準

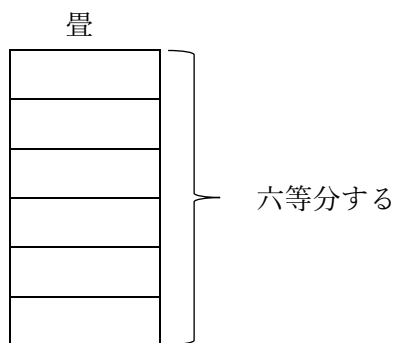
塩化ビニル等プラスチック製の畳は産業廃棄物（廃プラスチック）となるので処理できません。

天然繊維でできた畳は、六等分に切断すれば受付処理できます。

天然繊維とプラスチック類の混合物（スタイロ畳等）は、プラスチック部分を除去した上で六等分に切断すれば受付処理できます。

※除去されたプラスチック類は、産業廃棄物（廃プラスチック）に当たるので、受付処理できません。

※切断方法



2. その他

疑問点等は下記問い合わせ先にお問い合わせください。

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
055-266-7744